



島根県報

平成23年1月14日（金）

号外第2号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第30号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長			
県 道	斐川一畑大社線	出雲市地合町字イノ井179番地先から同町字横手1027番2地先まで	前	メートル 3.00～6.00	メートル 112.00	出雲県土整備事務所	交通安全工事 拡幅	
			後	3.00～41.00	112.00			
"	一の瀬折居線	浜田市三隅町井野ハ839番4地先から同ハ740番4地先まで	前 A	4.30～14.20	210.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.30～14.20			210.00
				B	9.10～17.90			169.00
"	"	浜田市三隅町井野ニ10番3地先から同ニ19番4地先まで	前	3.90～13.70	230.00	浜田県土整備事務所	拡幅	
			後	6.20～28.20	230.00			
"	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野ハ839番4地先から同ハ740番4地先まで	前 A	4.30～14.20	210.00	浜田県土整備事務所	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ	
			後	A	4.30～14.20			210.00
				B	9.10～17.90			169.00
"	"	浜田市三隅町井野ニ10番3地先から同ニ19番4地先まで	前	3.90～13.70	230.00	浜田県土整備事務所	拡幅	
			後	6.20～28.20	230.00			

島根県告示第31号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	186号	浜田市金城町小国イ558番4地先から同イ979番6地先まで	メートル 365.00	平成23年 1月14日	浜田県土整備 事務所	
県道	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国イ558番4地先から同イ554番5地先まで	274.00	平成23年 1月14日		